

事務連絡
平成18年6月30日

地方社会保険事務局
都道府県 衛生主管部(局)
介護保険主管部(局)
民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
老人医療主管部(局)
老人医療主管課(部)

厚生労働省医政局総務課

老健局老人保健課

保険局医療課

健康保険法等の一部を改正する法律の成立等に伴う医療法施行規則、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準、基本診療料の施設基準等の一部改正について

今般の医療制度改革においては、社会的入院の是正を図り、患者の状態に応じた施設の適切な役割分担の推進を図るため、療養病床の再編成を行うこととしており、本年6月14日には介護療養型医療施設を平成23年度末をもって廃止すること等を内容とする健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）が成立し、また同年7月1日には、医療保険適用の療養病床において医療区分に基づく診療報酬が施行されることとなっている。

療養病床の再編成に当たっては、病床の円滑な転換を図るための転換支援措置等を講ずることとしており、今般、平成23年度末までの経過措置として、医師、看護職員等の配置が緩和された経過型介護療養型医療施設及び介護保険移行準備病棟を創設するとともに、所要の経過措置を定めることとしたことから、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）、基本診療料の施設基準等（平成18年厚生労働省告示第93号）等の関係法令を改正し、平成18年7月1日より適用することとしたところである。

については、下記のとおり、関係法令を送付するので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

- 別添1 療養病床の再編成に係る平成18年7月1日施行の関係法令一覧
- 別添2 官報の写し（関係部分抜粋）
- 別添3 新旧対照表

療養病床の再編成に係る平成18年7月1日施行の関係法令一覧

	法令名	法令番号	概要	主担当部局
1	医療法施行規則の一部を改正する省令	平成18年厚生労働省令第133号	<p>1. 療養病床における看護師及び准看護師並びに看護補助者に係る人員配置標準の見直し 療養病床における入院患者に対する看護師及び准看護師並びに看護補助者の配置をそれぞれ4：1以上とする。</p> <p>2. 人員配置標準を緩和するなどの経過的類型の創設 平成24年3月31日までに介護老人保健施設等に転換する精神病床及び療養病床について、当該転換までの間、人員配置標準及び設備基準を以下のとおりとする。</p> <p>【人員基準】 ○転換する病床に係る医師の配置を96：1とするもの。ただし、転換する病床のみを有する病院については、医師の最低数を2とする。 ○転換する病床に係る看護師及び准看護師並びに看護補助者の配置を以下のとおりとするもの。 ・看護師及び准看護師 9：1以上 ・看護補助者 9：2以上</p> <p>【設備基準】 ○転換する病床に隣接する廊下について、廊下幅の基準を内法1.2m以上（両側に居室がある場合、内法1.6m以上）とするもの。</p>	医政局総務課
2	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令	平成18年厚生労働省令第136号	関係規定の整理を行うもの。	老健局老人保健課
3	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令	平成18年厚生労働省令第137号	同上	同上

4	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部を改正する省令	平成18年厚生労働省令第138号	療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟から転換した介護老人保健施設について、 ○平成24年3月31日までの間は、入所者1人当たりの面積基準を6.4㎡とするもの。 ○廊下幅の基準について、内法1.2m以上（両側に居室がある場合、内法1.6m以上）とするもの。	同上
5	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令	平成18年厚生労働省令第139号	平成24年3月31日までの措置として創設する経過型介護療養型医療施設について人員・設備基準を以下のとおりとするもの。 【人員基準】 ○看護職員・介護職員の配置をそれぞれ下記のとおりとするもの。 ・療養病床を有する病院の場合 看護8:1以上 介護4:1以上 ・老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の場合 看護5:1以上 介護6:1以上 【設備基準】 ○現行の廊下幅の基準を内法1.2m以上（両側に居室がある場合、内法1.6m以上）とするもの。	同上
6	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件	平成18年厚生労働省告示第414号	短期入所療養介護費において、病院療養病床経過型短期入所療養介護費及び認知症疾患型経過型短期入所療養介護費の報酬類型を定めるもの。	同上
7	指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件	平成18年厚生労働省告示第415号	○介護療養施設サービス費において、療養型経過型介護療養施設サービス費及び認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費の報酬類型を定めるもの。 ○療養病床を有する病院である指定介護療養型医療施設については、試行的退院サービス費を算定することができる旨を定めるもの。	同上
8	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件	平成18年厚生労働省告示第416号	介護予防短期入所療養介護費において、病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費及び認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費の報酬類型を定めるもの。	同上
9	厚生労働大臣が定める者等の一部を改正する件	平成18年厚生労働省告示第417号	関係規定の整理を行うもの。	同上
10	厚生労働大臣が定める施設基準の一部を改正する件	平成18年厚生労働省告示第418号	同上	同上

11	厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法の一部を改正する件	平成18年厚生労働省告示第419号	同上	同上
12	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の一部を改正する件	平成18年厚生労働省告示第420号	同上	同上
13	介護保険法施行規則第68条第3項及び第87条第3項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額の一部を改正する件	平成18年厚生労働省告示第421号	同上	同上
14	介護保険法第51条の2第2項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第61条の2第2項第二号に規定する特定居宅サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額の一部を改正する件	平成18年厚生労働省告示第422号	同上	同上
15	厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等の一部を改正する件	平成18年厚生労働省告示第423号	同上	同上
16	居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針の一部を改正する件	平成18年厚生労働省告示第424号	同上	同上
17	基本診療料の施設基準等の一部を改正する件	平成18年厚生労働省告示第400号	療養病棟入院基本料2及び有床診療所療養病床入院基本料2の施設基準等を定めるもの。	保険局医療課